

2021年10月22日

契約認証機関 御中

(写) 契約認定機関 御中

通知 JFS-C 認証プログラムに係る審査報告書作成規程発効について

一般財団法人食品安全マネジメント協会

平素より一般財団法人食品安全マネジメント協会(以下、JFSM という)の活動にご支援、ご協力賜り有難うございます。

JFSM では、GFSI Benchmarking Requirements version 2020.1(以下、GFSI BR2020.1)への再承認審査におきまして JFS-C 認証プログラム文書 Ver. 3.1 への修正処置、是正処置をおこなっています。GFSI に有効性を認められた是正処置は、指摘事項を規程として作成し、認証機関に周知するというものです。

従いまして、9月10日に開催いたしました、第4回 JFS-C 規格ハーモナイゼーション会議にて、共有しました、GFSI 指摘内容を、改めて規程として策定し、通知することにより、是正処置を完了させることといたします。

つきましては、規程の概要を下記に記し、発効の通知を申し上げます。

記

➤ JFS-C 認証プログラムに係る審査報告書作成規程の概要

GFSI BR2020.1 への再承認審査における指摘事項に対しての是正処置対応として、認証プログラム文書 Ver.3.1 の 5.2.3 の内容を詳述する為、「JFS-C 認証プログラムに係る審査報告書作成規程」を策定した。GFSI からの指摘は以下の3点であった。対応する為に JFS-C 認証プログラムに係る審査報告書作成規程に盛り込んだ内容を、対応させて以下に記し、概要とする。

1. (指摘) 審査報告書発行のタイムラインとして起点と終点が示されていない。

1) (対応) 「審査報告書は、原則審査最終日*から最長 75 日までに組織に交付する。」と審査報告書交付のタイムラインを定める。

* ICT に基づくリモート審査を行った場合は、リモート審査及びオンサイト審査を含めた審査完了日から 75 日とする。

2. (指摘) 認証プログラム文書 Ver. 3.1

5.2.3 1) 審査報告書の作成において、全要求事項項目の評価を(適合・不適合共に)について判断した根拠等を記述することが要求されていない。

2) (対応) b) 審査結果の総括

b)-1 審査結果の総括にて全項目の適合・不適合の判断根拠等を述べる場合には、付属書2 1.7 審査証拠を分析、検証、整理する知識と技能を活かして、審査所見をまとめる。

b)-2 総括に各項に適合する証拠を説明した場合は、d) 全要求事項に対する個別の評価結果(適合・不適合)の個別評価を重複させる必要はない。

d) 全要求事項に対する個別の評価結果(適合・不適合)

d)-1 付属書 2 1 1.7 審査証拠を分析、検証、整理する能力を活かして、全項要求事項に対する評価結果の適合性について、証拠を用いて記載する。

3. (指摘) リモート審査があった場合にはその旨を審査計画書、項目に明記する。

3) (対応) 5.2.2 4) ② 「認証機関は、本協会が規定した、リモート審査を許容する要求事項と、オンサイト審査で確認すべき要求事項の区分に従って審査を計画および実施しなければならない。」ことを審査報告書への詳述に加えた。

上記指摘はプログラム文書から意図は読み取れるものの、明確な記載がされていなかった為、詳述し、図表等も含め詳細を示した規程を作成し、認証機関への発効をもって是正処置として完了する。

以上